

令和6年度広島県よろず支援拠点  
コーディネーター公募要領

令和6年11月

公益財団法人 ひろしま産業振興機構

## 令和6年度 広島県よろず支援拠点コーディネーター公募要領

公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）では、令和6年度の広島県よろず支援拠点事業の実施にあたり、その中心的役割を担う「コーディネーター（経営相談対応員）」を次の要領で募集します。

### 1. よろず支援拠点の概要

国（中小企業庁）が全国の都道府県に1箇所ずつ設置する経営相談所として、中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる相談をワンストップで対応し、次の支援により、解決策を提案する拠点です。

#### (1) 経営革新支援

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

#### (2) 経営改善支援

他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

#### (3) ワンストップサービス

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につながります。また、国や自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につながります。更に、つないだ支援機関・専門家等・支援施策の担当者等を通じフォローアップを実施する。

### 2. コーディネーターの業務内容

チーフコーディネーターと調整の上、産振構、よろず支援拠点全国本部（以下「全国よろず」という。）及び広島県内の支援機関等と協力・連携しながら業務を行っていただきます。

- (1) 広島県内2カ所に設置する拠点に来訪する事業者の課題解決に向けた相談対応
- (2) 金融機関及び商工会・商工会議所等の支援機関と連携した出張相談会等において、金融機関の各店舗や地域の支援機関に出向き、設置された窓口での相談対応
- (3) セミナーの開催、広報資料配布等によるよろず支援拠点のPR、相談者の掘り起こし
- (4) 課題解決のため、相談内容に応じた適切な支援機関・支援施策の紹介とフォローアップ及び成果事例の輩出
- (5) 全国よろずが集約する相談記録システムへの入力及び月毎の業務報告書の作成・提出
- (6) その他、甲及びチーフコーディネーターが指示した本事業に係る付帯業務

### 3. 契約条件等

項目	内容
① 報酬	日額（7.75時間以上） 25,000円（消費税別） 半日（4時間以上） 12,500円（消費税別） ※業務に伴う旅費は、別途、当財団規定に基づき支給。なお、広島県外に自宅を有する場合、原則、自宅と広島県内業務場所間は旅費対象外。
②業務場所	本 部：広島市中区千田町三丁目7番47号 福山サテライト：福山市三吉町一丁目1番1号 出張相談会：広島県内の金融機関各支店，商工会・商工会議所等
③業務時間	8：30～17：15（うち12：00～13：00 休憩）
④業務日	1カ月2日程度とし、業務状況により別途調整
⑤業務期間	業務委託契約締結日：契約締結日～令和7年3月31日 ※次年度については、事業目標に対する成果に応じて更新の場合があり

### 4. 応募資格（条件等）

下記に該当し、積極的に中小企業を支援する者

また、公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関としてのコーディネーターとして不適切でないこと。

中小企業診断士等の資格又は同程度のスキルを保有し、リテール支援（店舗マネジメント、店舗・商品開発、マーケティング）などの分野において特に優れた企業支援能力と実績があり、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、相談者の経営全体を俯瞰した具体的な解決策の助言ができる者

### 5. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募及び選考に係る一切の費用は、自己負担となります。
- (2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者に帰属します。
- (4) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。  
委託契約満了後も同様とします。
- (5) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときには、採用を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります。
  - ① 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ 産振構に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④ 法令等に違反する行為を行った場合
  - ⑤ 社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ⑥ 心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられない

と認められる場合

⑦その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

## 6. コーディネーターの選考

### (1) 選考のプロセス等

産振構において、コーディネーターの選考に係る審査会を設置し、提出されたコーディネーター応募申請書及び添付資料について、下記(2)の選考基準に基づき、書面及び面接(オンライン含む)により審査した上で、コーディネーター候補を選考し、決定します。

### (2) 選考基準

コーディネーターの選考は、応募に必要な能力・要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で判断します。

### (3) 採用者数

1名

## 7. 応募要領

### (1) 募集期間

令和6年11月21日(木)～令和6年11月28日(木) 17:00 必着

### (2) 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、募集期限までに産振構(「9. 応募申請書の提出・問合先」参照)へ郵送又は持参してください。

また、宛先面に「広島県よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱記で記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4判片側印刷で作成してください。

なお、提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

### (提出書類と提出部数)

- ①広島県よろず支援拠点コーディネーター応募申請書(様式1)・・・5部
- ②暴力団排除に関する誓約書(様式2)・・・5部
- ③保有する資格の証明書(写し)・・・5部

### (3) 選考方法

- ①1次審査(書面審査)
- ②2次審査(面接審査)の日時及び場所は、1次審査の合格者に別途お知らせします。

### (4) 審査結果の通知

選考の採否結果については、書面で通知します。

選考の採否理由に関する問い合わせについては、回答いたしかねますのでご了承ください。

## 8. その他

提出された応募申請書及び添付書類は、返却いたしません。ただし、機密保持には十分に配慮の上、取り扱います。また、採用された場合には、「公益財団法人ひろしま産業振興機構の情報公開に関する要綱」に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。

## 9. 応募申請書の提出・問合せ先

公益財団法人ひろしま産業振興機構

経営支援統括センター 経営支援担当

【住所】 〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ1階

【電話】 082-240-7701